

令和2年度

関東甲信越静ブロック中央会
会長会議 審議資料

日時 令和2年7月9日(木) 14:00~

会場 『パレスホテル大宮』

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

埼玉県中小企業団体中央会

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

(大宮ソニックシティ9F)

TEL:048-641-1315 FAX:048-644-8065

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望

(全体：8分野、50項目、140件)

【I 総合】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する支援策の強化 1
2. 中小企業・中小企業組合に対する支援策の強化 3
3. 中小企業対策・連携組織対策予算の拡充 5
4. 中小企業組合制度の改正及び柔軟な運用 6
5. 中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡大 8
6. 災害復興支援の推進と防災対策の強化及びBCP策定の強力な推進 9
7. 事業承継支援の充実・強化 9

【II 税制】

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う関連税制の改正 10
2. 中小企業組合関係税制の改正 11
3. 中小企業の経営体質強化のための関連税制の改正 12
4. 消費税の税率引上げに伴う中小企業に対する配慮及び支援 13
5. 消費税における「二重課税」問題の解消 14
6. 中小企業への外形標準課税の適用拡大に対する反対 14

【III 金融】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する金融支援 15
2. 中小企業の資金調達の円滑化 15
3. 経営者保証ガイドラインの活用及び普及の推進 16
4. 中小企業経営の安定的な継続・発展のための公的・民間金融機関の機能強化 16
5. 高度化事業の活用促進のための制度改正 17
6. 中小企業倒産防止共済の見直し 18

【IV 労働】

1. 「働き方改革」の実現に向けた中小企業への配慮及び支援の強化 19
2. 中小企業の人材確保・定着に対する支援の強化 19
3. 雇用調整助成金等の実施体制の整備 20
4. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の改定 21
5. 外国人技能実習制度の整備 21
6. 外国人労働者の受入れの拡大並びに体制の整備 22
7. 社会保障制度改革にあたっての中小企業への配慮 23
8. 技能検定制度の見直し 23
9. 高年齢者雇用安定法改正に伴う原則70歳定年制義務化の不実施 23

【V エネルギー・環境】

1. エネルギーコスト低減等の支援強化 24
2. 中小企業の PCB、アスベスト処理対策推進のための支援 25
3. 廃棄物処理・資源集団回収事業者への支援強化 25
4. 廃棄物処理制度の見直し 25
5. 中小企業の“SDGs”への取組みの推進 26

【VI 工業】

1. 中小企業のものづくりや革新的技術導入の支援強化 27
2. サプライチェーン再構築・多元化への支援拡充 28
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小製造業への支援 28
4. 下請取引の適正化 29
5. 感染症予防に適応した作業環境構築への支援 29
6. 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の強化・拡充 29
7. 中小企業の情報管理体制の強化 30
8. 中小企業の知的財産の取得支援・保護 30

【VII 商業】

1. 商店街、共同店舗組合等に対する支援策の拡充 31
2. 商店街振興組合法の改正 32
3. キャッシュレス化への対応の支援 32
4. 不当廉売等に対する規制及び監督の強化 33
5. 商品券事業の供託比率の引下げ及びプレミアム付商品券事業の予算措置 33

【VIII サービス業】

1. 観光産業等への支援 34
2. 流通業・物流業の経営の安定化に対する支援 34
3. 自動車整備業の設備投資に対する支援 35
4. 新たな生活様式等に対応した取組みに対する支援の強化・拡充 36

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

総合

【要望事項（新規）】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する支援策の強化《重点要望》

- (1) 新型コロナウイルス感染症の早期収束を図るとともに、切れ目のない経済対策を講じること。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業活動の制約等を余儀なくされた中小企業への迅速かつ持続的な手厚い支援等を講じること。
- (2) 「持続化給付金」を継続するとともに、要件緩和と支援体制の充実を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策を強力に推進するとともに、収束に向かう際は、各段階毎に適した政策を実施し、中小企業の事業復興に向けた大胆な支援策を確実に実行すること。
- (4) 中小企業がテレワークに取り組みやすい環境を整備するとともに、デジタル化のための導入助成金等より一層の拡充・強化を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症収束後の長期的影響を踏まえ、観光需要を喚起するための支援施策を継続的に講じること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の各制度について、納税義務を果たしている法人格のない任意組織等も中小企業支援施策の対象として拡大すること。
- (7) 中小企業組合を主体として、組合及び組合員の施設の利用や余剰物資を活用する助け合い活動（仮称「新型コロナウイルスエイド」）を全国規模の仕組みとして展開すること。
- (8) 医学的知見に基づく新型コロナウイルスへの対処方法、市民生活を維持するための支援措置及び感染防止と経済活動の両立が可能となる指針を示すこと。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や感染拡大防止の観点から企業活動等の自粛要請等が行われ、その結果、現在でも売上高の急激な減少等により企業存続の危機に瀕している中小企業が多い。中小企業の経営を維持し、持続的な成長と生産性を向上させるため、持続化給付金における売上要件の緩和、規模に応じた給付額上限の引き上げ、複数回支給とともに、家賃支援給付金における売上要件の緩和、支給対象期間の延長、給付率の引き上げ等、中長期的な視野に立った支援策と十分な予算措置を講じる必要がある。
- (2) 「持続化給付金」については、支給要件が『前年同月比で50%以上事業収入が減少した月が存在すること』とあるが、「要件が厳しい」との声が多く聞かれる。そのため、支給要件を大幅に緩和するとともに、手続きの簡素化による早期給付の実現や第二弾の給付等、事業の継続・復旧を強力に後押しすることが必要である。

- (3) 中小企業・小規模事業者が、雇用と地域社会を支え、わが国の経済崩壊の危機を防ぐためには、国が新型コロナウイルス感染防止対策を強力に推進するとともに、先を見据えた対策が求められる。収束に向かう際は、各段階毎に適した政策を実施し、事業復興に向けた大胆な支援策を確実に実行することが必要である。
- (4) コロナウイルス感染症拡大防止対策として、テレワークやWEB会議等を活用する企業が増加している。テレワーク等の導入は感染防止のみならず、働き方改革の推進に寄与することから、これら導入促進助成金等の支援策を拡充する必要がある。一方で、テレワークを今後更に普及させるため特に大きな問題となるのがセキュリティ対策で、自宅等で機密情報等を取り扱うことで情報漏洩の危険性が高まる恐れがあるため、より高度な対策が求められる。そのため、人財育成面も含め、中小企業がデジタル化に取り組みやすい環境を整備することが必要である。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大による観光需要の低迷や外出の自粛等の影響により甚大な影響を受けている観光、旅館・ホテル、飲食業等においては、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創出し、地域を再活性化するための需要喚起が必要である状況を踏まえ、令和2年度補正予算案において、官民一体型の消費喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」が組み込まれており、観光需要喚起への期待は大きい。今後も観光需要の喚起や地域の再活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症収束後の長期的影響を踏まえ、支援施策を継続的に講じることが必要である。
- (6) 多様化する組織形態の中で、法人格は持たずとも「人格なき社団」として税務署に「収益事業開始届出書」を提出し、普通法人と同じように税務申告と納税も行う組織は少なくない。任意組織においては資本力も人材も設備も脆弱なものが多いことから短期間で事業存続を諦める事態に陥る可能性が高い。現在、任意組織は国が実施する持続化給付金やセーフティネット保証4号及び5号（信用保証協会による保証の対象外）等の対象になっていない。納税義務を果たす任意組織は、至急に支援対象に加えるべきである。
- (7) 緊急事態宣言が解除されても消費マインドは冷えた状況が続き、中小企業の中には、施設稼働率の減少、原材料や在庫の増加等が大きな負担となっていることから、課題解決に向けて施設の利用や組合・組合員相互に利用し合う「新型コロナウイルスエイド」を立ち上げ、必要な企業に必要な施設や物資が相互に利用し合える全国規模の仕組みの構築が必要である。
- (8) 緊急事態宣言が解除されても、感染に対する脅威が続く限り消費マインドや投資意欲は回復しない。1日も早く、ワクチン・特効薬・簡便な検査手法を確立して、ウイルスと正常的に共存できる環境を築くこと、経営悪化により休業状態にある従業員の生活を維持するための給付金を継続的に支給すること、新しい生活様式の内容を見直し、コロナ脅威への意識と無理のない日常生活との両立が可能となる指針を示すことが必要である。

【要望事項（継続・新規）】

2. 中小企業・中小企業組合に対する支援策の強化

- (1) 中小企業組合等の連携組織が組織化の効果を実効あるものとするため、中小企業組合の事業活動等に対して、中小企業施策についての予算措置を一層積極的に講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中小企業が速やかに事業活動を再開できるよう、力強い経済回復を目指した実行性のある総合経済対策を実施するとともに、事業と雇用が維持できるよう、中小企業対策予算をさらに拡充・強化すること。また、給付、助成金、貸付融資等の申請及び届出に係る手続きのさらなる簡素化を図ること。
- (3) 補助金申請等の電子化に伴う小規模零細事業者への配慮をすること。
- (4) 中小企業における新しい生活様式への移行（テレワークの導入、電子契約や電子決済の活用等）を促進するため、ICT 投資に関連する支援策を更に拡充・強化すること。
- (5) 中小事業者が負担する社会保険料を引き下げること。また、社会保険料に含まれる法定福利費の発注価格への適正転嫁の徹底を図るとともに、低価格な発注が行われないよう、対策を講じること。
- (6) 旅館・ホテル及び共同店舗を営む全事業者に対して耐震工事のために要する費用の補助制度の支援対象を拡大すること。
- (7) 中小企業組合の各種申請手続きの簡素化を図るため、オンライン化を推進すること。
- (8) 中小企業組合の組合員が複数の都道府県にわたる場合、都道府県知事に権限を委譲するなど所管行政庁の一元化を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 多くの中小企業は、組合等の連携組織に経営資源を結集し、共同受注・共同販売等の組織的活動を実施するとともに、様々な施策を活用して経営革新や異分野連携等、新たな事業活動の展開にも取り組み、さらに地域経済の活性化を果たす役割も非常に大きな効果を期待するところがある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大は世界経済全体を急激に落ち込ませ、現在では先行きの予測しがたい大変厳しい状況にあることから、国民が安心して生活できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と早期収束に向け全力で取り組むとともに地域経済を支える中小企業の倒産・廃業を防ぎ、今後も事業継続を行えるよう総合経済対策を迅速かつ確実に実行することが必要である。また、中小企業庁補正予算である「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や小規模事業者を支援する「小規模事業者持続化補助金」など地域中小企業が利用しやすくかつ強力な経済対策についても中小企業の需要と期待が高まっていることから、引き続き実施し、事業の申請にあたっては、中小企業の経営実態に配慮し、申請手続きを簡素化する必要がある。
- (3) ものづくり補助金等の補助金について、申請事務の電子化の導入が急速に進んでいるものの、中小企業においてはあまりに急激な電子化は IT 対応力の不足する零

細事業者や一部個人事業者を排除することにもつながりかねない。補助金等の公募に際しては、電子化への対応が困難な事業者に対しても、平等にチャンスが与えられるようできる限り配慮するとともに、万全のサポート体制を整えるべきである。

- (4) 「新しい生活様式」の中、中小企業のデジタル化（テレワークの導入、電子契約や電子決済の活用等）を促進するため、パソコンやタブレットなど購入費用の支給対象化や補助率を引き上げるとともに、テレワーク用端末・ツールの無償貸与制度を創設するなど、中小企業における ICT 投資に関連する支援策について更なる拡充・強化が必要である。
- (5) 社会保険料の負担増は、厳しい経営環境にある中小事業者にとっては死活問題であり、企業経営力や従業員の雇用環境に大きな影響を与えることが懸念される。中小事業者にとって負担となる「社会保険加入の徹底」が先行し、社会保険加入に不可欠な「必要な利益確保」が後追いになっている状況では、中小事業者の経営環境は改善しない。そのため、社会保険料の引下げ及び社会保険料に含まれる法定福利費の発注価格への適正転嫁の徹底を図る必要がある。
- (6) 耐震改修促進法が改正され、大規模建築物の所有者は耐震診断の実施と結果を所管行政庁に報告しなければならないこととなっている。その診断結果が基準未満であれば耐震補強の必要性が出てくることから、多額な費用負担が発生する。国では財政支援のため、事業に要する費用を補助を実施しているが、基準未満の小規模な建築物に対しては対象外となっているため、旅館・ホテル及び共同店舗の全事業者に対して円滑な事業実施が可能となるよう、補助制度の支援対象を拡大することが必要である。
- (7) 中小企業組合における各種の申請手続きについては、依然として書面の作成、提出や押印が必須とされ、申請にあたって相当の時間と労力がかかっている。そこで、電子認証システムの導入、IDパスワード方式によるオンライン申請の実現など、オンラインによる手続きを可能とし、作業の簡素化と時間の短縮を図るべきである。
- (8) 都道府県域を超え、異業種組合員により構成される中小企業組合では、多くの場合、複数の行政庁による共同所管となる。特に組合員資格が多岐にわたる組合においては、所管行政庁が多数に及び、各種申請・届出手続きに係る事務的な負担が大きく、組合運営に支障を来す場合もある。このため、認可事務の効率化や簡素化を目的に、都道府県知事に権限を委譲するなどして所管行政庁の一元化を図るべきである。

【要望事項（継続・新規）】

3. 中小企業対策・連携組織対策予算の拡充

- (1) 中小企業組合を始めとする連携組織の事業活動を一層後押しするための助成措置等の拡充強化を図ること。
- (2) 中小企業組合に対する唯一の支援機関である中小企業団体中央会の事業が安定的かつ継続的に遂行できるよう、都道府県に対して中小企業団体中央会に係る確実かつ充実した予算措置について働きかけること。
- (3) 中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置づけ、組合等連携組織の専門支援機関である全国の都道府県中央会の機能強化のために予算の拡充を講じるとともに、都道府県ごとに対応が異なることがないよう、全国一体的に連携組織を通じた事業推進が図れるよう万全を期すこと。

【背景及び理由】

- (1) わが国の中小企業・小規模事業者がその経営力をいかに発揮し、発展を遂げてきた背景には中小企業組合をはじめとする連携組織の存在があったことは否定できない。今後ともわが国全体の活力強化を図るうえで、中小企業組合を始めとする連携組織の事業活動を一層後押しするための助成措置等の拡充強化を図る必要がある。
- (2) 中小企業組合に対する唯一の支援機関となっている都道府県中小企業団体中央会の事業が安定的かつ継続的に遂行できるよう、一般財源化された補助金等の確保と拡充について都道府県に働きかける必要がある。
- (3) 中小企業組合等を中心とした中小企業の連携・組織化は、我が国の産業や地域経済を支える中小企業に対する施策・制度として、非常に有効であるといえる。中小企業連携組織対策事業を、今後とも引き続き国の重要な施策の柱として位置づけ、中小企業の活性化及び組合等連携組織の専門支援機関である都道府県中央会の機能強化のため、予算の拡充を要望する。また、今後テレワークの普及、オンライン化といったこれまでにない状況が常態化することから、中央会として組合等連携を活用した事業展開を支援するためにも、全国一体的な事業推進を図る必要がある。

【要望事項（継続・新規）】

4. 中小企業組合制度の改正及び柔軟な運用

- (1) 中小企業組合制度の見直し、運用の弾力化を図ること
- (2) 中小企業組合の設立にあたり、創立総会開催に係る公告期間を短縮すること。
- (3) 中小企業等協同組合法を以下のとおり改正すること。
 - ① 組合所有の事務所・会議施設、倉庫等は、員外利用制限の対象から除外すること。
 - ② 監事の監査報告の通知期限を短縮すること。
 - ③ 共済協同組合にあつては「法人組合員の役員及び使用人を組合員とみなす」ことができるようにすること。
- (4) 非常時においては「決議の省略（みなし決議）」による通常総会の開催を認めるよう法規定の柔軟な運用を図ること。
- (5) ハイブリッド型バーチャル総会の開催について、明確な運用指針及びガイドラインを策定すること。

【背景及び理由】

- (1) 組合制度の柱となる中小企業等協同組合法については、環境変化や事業者の多様なニーズに対応し、幅広い事業をより迅速に展開していくため、より抜本的な改正が必要である。そのため、定款の組合員資格に係る規定の弾力的運用や連携による新規事業展開を促進するための組合事業範囲の拡大、認可行政事務の簡素化・効率化等の法改正又は運用の弾力化が必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、多くの組合が書面による総会開催や手続きの簡略化を検討したが、現在の法律のままでは限界があることから、今後の柔軟かつ迅速な意思決定のためにも総会開催に関する手続きを簡素化すべきである。
- (2) 事業協同組合の創立総会の公告期間は、会社法の規定に準じて、「2週間前までに」とされている。組合の設立発起人は迅速に組合を設立したいと考えるが、認可制度のため、書類作成から設立登記完了までに通常3～4か月はかかっている。発起人（4人以上）は将来組合員になる者に限定され、加えて同意者（将来組合員になる事業者）も事前に募って、所管行政庁と相談しながら設立していくケースが多い。所管行政庁と事前協議をしている関係上、創立総会時に設立内容は大きく変更されにくく、又、法律上創立総会時に地区と組合員資格の変更は許されていない。仮に、公告期間中に参画したい同意者が生じた場合は、設立後に新規加入させている新設組合は多く、公告期間を短縮しても同意者は参画できることから、事業協同組合の創立総会の公告期間について、非公開株式会社と同様に、「1週間前までに」とするよう公告期間を短縮することが必要である。
- (3) 組合所有の事務所・会議施設、倉庫等（組合会館）は、元来、組合運営のための事務局の設置や組合活動拠点として建設されており、組合員の利用のための施設ではないと考える。したがって、組合所有の組合会館は員外利用制限の対象から除外すべきである。また、監事は理事に対し、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日、若しくは理事との合意により定めたいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない旨を定めている。しかし、数日で監査を終了している組合が大半を占めているのが実情であり、実態と大きくか

け離れていることから、より円滑な組合運営を図るため、施行規則の「いずれか遅い日まで」の規定部分を「いずれか早い日まで」とし通知期間を短縮すべきである。更に、中小企業においては、役員及び使用人は組織として一体である場合がほとんどであり、使用人等に不慮の事故・疾病等が生じた場合、経営に重大な影響を及ぼすこととなる。こうした事態に備えることが使用人等にとどまらず、中小企業経営の安心・安定に繋がることとなるので、法人組合員を形作る役員及び使用人をみなし組合員として、共済事業を直接利用できるようにすることが必要である。

- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言により、中小企業組合においては会議の開催、不要不急な外出等の自粛が要請され、制限下での通常総会の招集、運営を余儀なくされた。中小企業組合の場合は、会議体としての通常総会の開催が必須であり、会社法第319条に規定する「決議の省略（みなし決議）」が認められていないことから、「緊急事態宣言」や「激震災害の指定」などの非常時においては「みなし決議」制度を用いることができるよう柔軟な対応が必要である。
- (5) 経済産業省では「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定、公表している。中小企業庁においては中小企業組合が行う総会にも適用されるとの見解を示しているが、具体的な対応については不明瞭な点が多く、実務的な運用ルールが曖昧である。そのため、中小企業組合における「ハイブリッド型バーチャル通常総会」の運用の明確化及び導入運用のためのガイドラインを策定すべきである。

【要望事項（継続）】

5. 中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡大

- (1) 官公需適格組合の受注機会の増大を図るとともに、契約の優先発注を高めること。
- (2) 少額随意契約及び組合随意契約の積極活用を図るとともに、少額随意契約の適用限度額の引上げを図ること。
- (3) 官公需適格組合証明制度に対する理解・認知度を高め、市町村に対して同制度の周知及び指導を徹底すること。
- (4) 適切な予定価格による発注を行うとともに、最低制限価格制度を導入し、ダンピング防止対策を強化すること。併せて、物件等の発注だけでなく、役務の提供においても総合評価落札方式を弾力的に実施すること。
- (5) 中小企業及び中小企業組合の受注機会の増大を図るため、分離・分割発注を積極的に推進するとともに、地元中小企業への発注を優先すること。また、電子入札の仕様を統一し、かつ簡素化すること。

【背景及び理由】

- (1) 官公需発注は中小企業者の経営基盤の強化策の有効な手段であり、国等は、官公需適格組合制度の更なる周知徹底を図るとともに、官公需適格組合及び中小企業者への官公需発注増大を図るため、官公需適格組合の積極的活用を行うこと。
- (2) 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会を増大するために、少額随意契約及び組合随意契約の積極活用及び少額随意契約金額の引き上げを図るべきである。
- (3) 官公需適格組合証明制度に対する市町村担当者の理解・認知度を高め、市町村に対して同制度の周知及び指導を徹底し、官公需適格組合の積極的な活用を図るべきである。
- (4) 規制緩和、行政事務の効率化、徹底した経費削減の取組から、国等においては、一般競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されており、こうした動きが、ダンピングによる極端な低価格落札を増大させ、過度な業者間競争を招き、採算割れで受注できないほどの深刻な状況が生じている一つの要因である。国等は、原材料及び人件費等の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格による発注を行うべきである。併せて、最低制限価格制度を導入できるよう関係法令を改正するとともに、公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようする必要がある。
- (5) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う急速な景気悪化により、公需の受注確保の重要性が高まっている。しかしながら、官公需の場合、発注機関からの一括発注による発注規模の大型化により、中小企業及び中小企業組合の受注が困難となる場合があることから、分離・分割発注を積極的に推進すべきである。また、官公需の受注は、中小企業の経営基盤安定に極めて有効な手段であり、緊急性を要する発注案件に迅速に対応できるのは、地域の中小企業であることから、地元中小企業への優先発注を積極的に推進すべきである。更に、電子入札の操作方法が各省庁で統一されておらず、事務手続きが煩雑なため、各省庁間で統一し、簡素化すべきである。

【要望事項（継続）】

6. 災害復興支援の推進と防災対策の強化及びBCP策定の強力な推進

- (1) 国土強靱化基本計画、社会資本整備重点計画等を通じ、社会資本整備の将来的見通しをより具体的に明らかにし、大規模災害等に備えた強靱な国土づくり、地域経済の活性化に向けた持続的かつ安定的な公共事業費の予算の確保・拡大を図るとともに、各地域の実情を踏まえ、重点的に地方への配分を行うこと。
- (2) 地域に密着した地元中小建設業者による施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、地域に応じた適切な要件設定や指名競争入札を積極的に活用するほか、機材や資材等を扱う中小企業者にも配慮して事業量の確保と受注機会の拡大を図ること。
- (3) 頻発する大規模災害及びアフターコロナを見据えた中小企業の事業継続力強化を推進するため、BCP策定に係る費用補助や優遇措置を講じること。

【背景及び理由】

- (1) 国土の強靱化を図るには、社会資本整備のための公共投資を継続的かつ着実に増加させていくことが重要である。度重なる地震や台風、ゲリラ豪雨等の大規模災害が相次いで発生し、多くの尊い生命や貴重な財産が失われるなど、我が国の脆弱な国土における防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の重要性が高まっていることから、国土強靱化基本計画の遂行と甚大被害からの迅速かつ着実な復旧・復興のための十分な予算確保が必要である。
- (2) 建設業界は、経済活動の基盤であるインフラの整備や維持管理等の担い手であるとともに、災害発生時における緊急対応・復旧復興活動等により、地域の安心・安全を守る重要な役割を担っている。地域の中小建設業者が将来にわたって社会的使命を果たすには、事業量の確保と受注機会の拡大を図ることが重要である。
- (3) 頻発する大規模災害に対し、中小企業の意識向上を図り、防災・減災のための取り組みを促進するため、また、アフターコロナを見据えた中小企業の事業継続力強化を推進するため、BCP策定に係る費用補助、BCP策定事業者への優遇措置の拡充（損害保険料の割引制度等）を講じる必要がある。また、組合等を通じた災害時応援協定等の事業者間連携の取り組みの促進、サプライ・チェーン・マネジメントの推進への取り組みを支援するための施策拡充を図るべきである。

【要望事項（継続）】

7. 事業承継支援の充実・強化

- (1) 中小企業組合を核とした後継者育成・事業承継対策の強化を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 中小企業にとって人手不足や後継者不足は事業存続に関わる深刻な問題となっている。ものづくり企業や伝統産業にて連綿と継承されてきた高度技能が存亡の危機にあり、存続への取り組みは国を挙げて取り組むべき課題である。そのため、組合等が中心となって取り組む人材確保や育成、事業承継といった対策を国が後押し、支援するための新たな施策を創設するなど、対策の強化が必要である。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

税制

【要望事項(新規)】

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う関連税制の改正《重点要望》

- (1) 国の持続化給付金や地方自治体の休業協力金は非課税とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化で引き下げた「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」の期中における引上げを認めること。
- (3) 法人税・所得税、法人事業税・固定資産税の大幅な減税措置を実施すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大による国内外経済停滞のため、中小企業に対する固定資産税の軽減・免除措置を継続すること。
- (5) 事業収入が減少している事業者に対する法人税、消費税等の納税を1年間猶予する措置について期間を延長すること。
- (6) 中小企業投資促進税制の税額控除限度超過額の繰越期間を延長すること。
- (7) 中小企業投資促進税制の対象となる経営力向上設備等にテレワーク用設備を加えること。
- (8) 景気対策としての消費税減税もしくは一時凍結を実施すること。

【背景及び理由】

- (1) 「持続化給付金」や東京都の「感染拡大防止協力金」等の地方自治体が支給する休業協力金について、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるとしている。このため、給付を受けたことで課税所得の発生や税額が増加するなど、事業者への給付額が実質的に減額となる可能性がある。緊急事態宣言以降の極端な売上減少により厳しい経営を強いられている事業者にとって貴重な支援策である給付金等が全額受給できるよう、給付金や休業協力金は非課税とすべきである。
- (2) 現在の経済状況下で今後の業績を正確に見通すことは困難であり、企業によっては事業年度の途中で業績が回復する場合もあり得ることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業績悪化で引き下げた「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」の期中における引上げを認める必要がある。
- (3) 今後、法人税をはじめとする各種税制の税率が引き下げられると、新型コロナウイルスの感染拡大で厳しい経営を余儀なくされている中小企業や中小企業組合は、その資金を設備投資や研究開発に充当でき、ひいては雇用の拡大等にもつながる。そのため、法人税等の大幅な減税措置が必要である。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の税制上の措置として、設備等償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度の固定資産税減免措置が講じられているが、この減免措置を令和3年度に限らず、事業者の経営が安定するまで相当程度継続すべきである。

- (5) 新型コロナウイルスについては、第2波、第3波の可能性があり、経済や国民生活への影響がますます大きくなるものと見込まれ、常に備える必要がある。そのため、売上の急減等により納税猶予措置の適用を希望する事業者に対して、納税猶予を現行の1年間から納税を行うことができるまで期間を延長するとともに、延滞税についても免除または一部免除の適用を継続する必要がある。
- (6) 新型コロナウイルスで甚大な損失を被った中小企業は利益を得られず、法人税額が減少した場合には、翌期も含めても控除可能額の全額が控除できない事態が生じる可能性がある。このため税額を繰越できる期間を延長すること。
- (7) 「中小企業経営強化税制」を活用するには、中小企業等経営強化法に基づく国の計画認定が必要であり、経営資源の乏しい中小企業にとって制度の活用は困難である。このため、「中小企業経営強化税制」と比較して対応が容易な「中小企業投資促進税制」の対象となる経営力向上設備等にテレワーク用設備を加えるべきである。
- (8) 昨年10%への消費税増税後の景気減速ムードの中で起こった今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、日本経済全体に予想以上の大きなダメージを与えた。コロナ禍後の日本経済をしっかりと上昇軌道に乗せていくためにも、消費減税もしくは一時的な凍結を積極的に検討し実施すべきである。

【要望事項（継続）】

2. 中小企業組合関係税制の改正《重点要望》

- (1) 中小企業組合の法人税軽減税率の引下げ恒久化を図るとともに、税率の高い企業組合、協業組合については同率とすること。
- (2) 個人の創業と雇用創出を担っている企業組合に対しては、設立後一定期間、法人税を免除すること。
- (3) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を全額損金算入とすること。
- (4) 共同施設の借入金償還に係る賦課金への非課税措置を講じること。
- (5) 団地組合の団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。

【背景及び理由】

- (1) 事業協同組合等の法人税の軽減税率は、かつては中小法人より低い軽減税率が適用されていたが、平成10年の改定以来、中小法人と同率となって現在に至っている。また、企業組合、協業組合は、従来から法人税法別表第三で協同組合等に含まれず株式会社と同じ普通法人のうちの中小法人として扱われており、同じ組合でありながら公平性を欠いているため、所得によって違う法人税率の区分撤廃と引下げが必要である。
- (2) 地域の起業・創業・雇用創出の基盤づくりを担っている企業組合について、組合設立後の一定期間は法人税を減免するなど、企業組合の設立促進のための税制措置を講じるべきである。
- (3) 相互扶助を基本精神とし、人的結合体の性格を存立基盤とする組合において、被災地の組合との経済的取引を促進し、復興を支援する観点から、組合及びその組合

員が被災地の組合を支援するために出捐する義援金については全額損金として認めること。

- (4) 中小企業組合、とりわけ高度化融資を利用する組合の設備投資を加速化させるため、共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費の差額についての課税は撤廃すべきである。
- (5) 団地内での廃業・撤退に伴う組合による一時取得は必ず起こりうるものであり、その場合の登録免許税及び不動産取得税の減免措置は必要不可欠である。

【要望事項（継続）】

3. 中小企業の経営体質強化のための関連税制の改正

- (1) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。なお、廃止できない場合は、その理由を明らかにすること。
- (2) 中小法人に対する法人税の本則税率の引下げもしくは軽減税率の恒久化を行うこと。
- (3) 法人税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法を念頭に、資本金については3億円以下とすること。
- (4) 税の原則である公平・中立性を欠いた印紙税を廃止すること。なお、廃止できない場合は、その理由を明らかにすること。
- (5) 軽油引取税の課税免除措置の恒久化と対象業種の継続を図ること。
- (6) 中小企業者等に対する法人税の軽減税率の継続と軽減税率の適用所得範囲である「年800万円以下」の引上げを行うこと。
- (7) 防災、減災及び感染症対策に係る設備投資における固定資産税の免除または減免措置を講ずること。

【背景及び理由】

- (1) 事業所税は同一の課税対象に複数の課税がされている二重課税の性格が強いことから、地域の雇用を担う中小企業に対しては事業所税を廃止すべきである。
- (2) 地域の経済・雇用、そして我が国の社会保険制度を支える中小企業の持続的な成長のためにも、法人税の本則税率の引き下げもしくは軽減税率の恒久化を行うべきである。
- (3) 中小企業基本法を念頭に、法人税法上の特典を受けられることができる中小企業を、資本金3億円以下の法人に引き上げるべきである。
- (4) 電子契約書や電子決済を行った場合には、印紙税の課税が生じないことから極めて不合理である。電子商取引が一般化し、経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は著しく公平性が失われていることから、印紙税を早急に廃止すべきである。
- (5) 軽油引取税は、これまで3年ごとに免除措置の延長が続けられているが、その度に対象業種が縮小されている。社会インフラに深く関係する業種の事業者のほとんどが免税軽油を使用しており、免除措置が廃止されれば、コスト負担増による経営悪化は避けられず、国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。そのため、軽油引取税の免除措置について恒久化もしくは期間を延長するとともに、対象業種の縮

小を行わないようにすべきである。

- (6) 多くの事業者でコロナ禍による売上の減少により資金繰りが悪化し、厳しい経営を余儀なくされていることから、地域の経済・雇用を支えている中小企業者等の経営基盤を強化するため、引き続き軽減税率を継続するとともに、軽減税率の適用所得範囲である年800万円以下の所得金額の拡大を図る必要がある。
- (7) 「事業継続力強化計画」の策定普及の拡大を図るため、同計画に基づいて導入する防災、減災及び感染症対策のための設備投資に係る固定資産税の免除または減免措置の導入が必要である。

【要望事項（継続）】

4. 消費税の税率引上げに伴う中小企業に対する配慮及び支援

- (1) 消費税の表示については、税抜価格を可能とする外税方式の恒久化または外税方式の選択を可能とすること。
- (2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入にあたっては、過度な事務負担とならぬよう、慎重に検討するとともに、従来の単一税率制度と帳簿方式を改めて採用すること。
- (3) 納税義務が免除される課税売上高及び簡易課税制度の適用上限を引き上げること。
- (4) 中間申告納税できる回数について、任意選択を認める制度とすること。

【背景及び理由】

- (1) 生活必需品等への軽減税率制度の導入に伴って、売上または仕入あるいはその両方において標準税率と軽減税率の両方の品目を扱う事業者は、その経理処理をするうえで、その取引ごとにどちらの税率が適用されているか区別する必要がある。その処理が煩雑になることから、外税方式の恒久化または選択制を認めるべきである。
- (2) 複数税率制度と適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることで、一円の収益も生まない新たな管理経費が発生する。インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、経過措置による特例が措置されているが、免税事業者が不利な点は否めず、免税事業者が取引から排除されるおそれがある。また新型コロナウイルス感染拡大による国内外の経済の停滞により、中小事業は大きな打撃を受けている。そのため、従来の単一税率制度と帳簿方式を改めて採用すべきである。
- (3) 中小企業の厳しい経営実態に配慮し、納税義務が免除される課税売上高を1,000万円から3,000万円に引き上げるとともに、中小企業の消費税の納税事務に配慮し、簡易課税制度の適用上限額を5,000万円から2億円に引き上げる必要がある。
- (4) 中小企業の資金繰りを安定させるためにも、中間申告納税できる回数について、納税事業者に配慮した任意選択を認める制度とすべきである。

【要望事項（継続）】

5. 消費税における「二重課税」問題の解消

- (1) 個別消費税（ガソリン税、酒税、たばこ税）や印紙税に係る消費税の二重課税を解消すること。

【背景及び理由】

- (1) ガソリン、酒、タバコ等には個別に税が掛けられた上に、更に一般消費税が掛かる二重課税となっており、消費者負担が増すだけでなく各業界の経営を圧迫していることから早期に解消する必要がある。

【要望事項（継続）】

6. 中小企業への外形標準課税の適用拡大に対する反対

- (1) 法人事業税において資本金 1 億円以下の中小企業に外形標準課税を適用しないこと。

【背景及び理由】

- (1) 国では、現在、中小企業に限らず企業全般にわたって政策減税の見直し等についての議論がなされている。この中で、法人税率引き下げの財源確保のために、中小企業の軽減税率の見直しなど、中小企業関係税制は縮減・廃止する方向で検討されている。特に、現在、資本金 1 億円以下の中小企業が税制上の中小企業となっているが、政府は、税制優遇の対象となる税制上の中小企業の基準を見直す検討に入っており、基準を変えようとしている。中小企業関係税制の縮減・廃止の方向は、中小企業の生産性の向上を図る設備投資、人材投資、新規雇用、賃金引き上げを抑制することとなる。労働分配率が高く赤字経営の多い中小企業の経営を圧迫しないよう、法人事業税について、資本金 1 億円以下の中小企業に対する外形標準課税を今後も適用しないことが不可欠である。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

金融

【要望事項（新規）】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する金融支援《重点要望》

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する各種金融支援機能の維持・拡充、手続きの簡素化を図るとともに、円滑かつ迅速な融資、支援窓口の充実・強化に努めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業に対し、各種支援策の延長（特例措置含む）等に柔軟に対応できるよう体制を整えること。
- (3) 中小企業の多様なニーズに対応した金融支援策の拡充・強化並びに危機管理に即した資金繰り支援とコンサルティング機能を発揮したサポート体制の強化・拡充を図ること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために休業を行う事業者が利用できる「国の休業補償制度」を創設すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の自粛に伴う業績悪化が続いていることから、資金調達の円滑化、借入の償還期間延長・凍結、手続きの簡素化及び既存借入金の借換等が受けられるよう今後も継続して対応を図っていく必要がある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、廃業や倒産が懸念される中小企業が資金繰りに支障が生じないよう、各種支援策について、今後の感染状況及びそれに応じた日本全体の経済環境及び中小企業における経営環境を注視し、更なる支援策の実施や制度の期間延長等ができるよう制度の整備を行う必要がある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者及び台風により被災された地域の中小企業に対する資金繰りはもとより、生産性向上や新しい生活様式に沿った多様な資金需要に応えるための万全の措置が必要である。併せて伴走型のコンサルティング機能の強化等充実したサポート体制を構築すべきである。
- (4) 都道府県知事が発出する休業要請に基づき休業を行う事業者に対し、休業期間に応じた地域・業種・規模別の休業協力金の支給、政府系投資会社による休業事業者への優先的な出資や実質無利子融資枠の拡大など、感染拡大防止に協力する事業者の事業継続を支えるための「国の休業補償制度」を創設すべきである。

【要望事項（継続・新規）】

2. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業への手厚い資金繰り支援を実施すること。
- (2) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの融資条件の緩和及び適用金利の引下げを行うとともに、国の直接的な資金調達の方法を拡大すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルスの影響により多くの中小企業が業績を悪化させ、将来にわたっての資金繰りに不安が生じている。中小企業が安心して事業を継続していけるよう十分な資金繰り確保のための対策を継続して行う必要がある。
- (2) コロナ禍において、中小企業における金融機関からの借入が拡大しており、自己資本比率などの経営指標が悪化し、追加の融資が難しくなるケースがある。また、資本金劣後ローンは、業績が向上した場合には他の融資と比べて相当高い金利が適用されるが、期限前の繰上げ返済は認められていない。そのため、資金繰りが厳しい中小企業が利用しやすいよう、融資条件の緩和や適用金利の引下げを行うとともに、政策的な視点から国による直接的な資本投入の方法も効果的である。

【要望事項（継続）】

3. 経営者保証ガイドラインの活用及び普及の推進

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用及び普及の推進を図ること。
特に、高度化融資制度における個人保証については、本ガイドラインに基づき、金融機関保証等へ弾力的に対応するよう、都道府県に強く周知・徹底すること。

【背景及び理由】

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の「個人保証」という大きな負担を軽減し、創業や早期の事業再生、円滑な事業承継の実現等により、産業活性化を図るために策定されたが、政府系、民間を問わず、その実績や周知が不十分である。また、高度化融資制度においては、貸付対象先の組合に対する債権保全策として貸付対象の土地、建物等の物的担保とともに、組合理事あるいは組合員に組合借入に対する連帯保証人を求められ、過度な負担となっていることから、本ガイドラインに基づき、より強力な周知が必要である。

【要望事項（継続）】

4. 中小企業経営の安定的な継続・発展のための公的・民間金融機関の機能強化

- (1) 商工中金が、中小企業のセーフティネット機能等の役割を地域金融機関と連携しながら発揮し、単なる融資にとどまらない前向きな支援を安定的に行えるよう必要な措置を講じること。
- (2) 信用組合等は、地域の中小零細事業者を支える地域金融機関として、重要な役割を担っていることから、地域中小企業等の要請に積極的に応えられるよう信用基盤の確立及び経営体質の強化について全面的な支援を行うこと。
また、ゆうちょ銀行の業務拡大は、地域経済及び地域金融に与える影響・混乱が多岐であることから、十分な配慮と必要な措置を講じること。
- (3) 特許・商標等知財の活用を切り口とした知財融資の普及を進めるとともに、政府系金融機関による低金利・無担保貸付等の融資制度を創設すること。

【背景及び理由】

- (1) 「商工中金経営改善プログラム（中期経営計画）」に基づく支援はもとより、新型コロナウイルス等の非常事態時における中小企業に対するセーフティネット機能としての役割を地域金融機関と連携・協業しながら更に発揮ができるよう必要な措置を講じるべきである。また、商工中金の在り方検討会 提言（中間取りまとめ）において、ビジネスモデルの改革を進め、その進捗を徹底検証し完全民営化の可否を判断するとされているが、中小企業組合を通じた業界の地域経済活性化等十分な政策機能が前向きにかつ安定して行えるよう、必要な措置を講じるべきである。
- (2) 信用組合は、相互扶助の精神の下、永年、地域の中小零細事業者の資金ニーズに重要な役割を担っており、地域経済の活性化において必要不可欠な存在である。地域の中小零細事業者を今後も支え続けるためには、信用組合の信用基盤の確立及び経営体質の強化が重要であり、国として全面的な支援を行うこと。また、「ゆうちょ銀行」の業務拡大は、地域経済及び地域金融に与える影響が大きいことから、十分な配慮、必要な措置を講じるべきである。
- (3) 中小企業の事業を発展させていく上で、金融機関が中小企業の技術やノウハウといった知財に着目し事業や経営の支援をすることが重要である。より多くの金融機関において、知財の取得状況や知財を活用したビジネス展開、その事業の将来性等といった要素を考慮し中小企業に対する積極的な金融支援の普及を進めるとともに、政府系金融機関による低金利、無担保貸付等の新たな融資制度を創設することが必要である。

【要望事項（継続）】

5. 高度化事業の活用促進のための制度改正

- (1) 新型コロナウイルス禍に際して、高度化資金の既往債務の無利子化、償還猶予などの措置を講じること。
- (2) 高度化資金を活用する場合の開発行為の許可の迅速化を許可権者に対して働きかけること。
- (3) 高度化事業（集団化事業）の実施にあたり、すべての市町において組合員数5人以上で事業の実施が可能となるよう要件を緩和すること。
- (4) 高度化資金の事務手続きを簡素化すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高度化事業を活用するなどして、大規模な設備投資を実施した中小企業にとっては、既往債務の元本・利息返済負担が重くのしかかっている。高度化資金の資金負担の軽減化を図るには、返済中の有利子既往債務の無利子化が効果的である。また、今回のコロナ禍については、激甚災害の発生時と同様、償還猶予の特例措置として取り扱うべきである。
- (2) 都市計画法第34条第6号により、高度化資金を活用することで市街化調整区域内での開発行為が許可されるが、許可の申請時（土地造成時）においては、同制度の貸付け決定が担保されていないとの理由から、手続きが遅れる場合がある。許可の

遅れが工事の着手のズレに伴って工期が短くなるなど、事業推進に支障が生じることから、国が各自治体に対して迅速かつ弾力的に対応するよう積極的に働きかけるべきである。

- (3) 集団化事業を実施するためには、組合員等である特定中小企業者等の数が原則「10人以上」必要とされ、人口10万人以上の都市部については、一定の要件のもと「5人以上」で実施が可能とされている。人口10万人未満の市町村においても都道府県若しくは市町村が地域の振興に資すると認める場合など、例外的に事業実施が可能な場合もあるが、都市部以外で操業する中小企業の移転ニーズ、小規模市町の企業誘致及び未利用地の有効活用に結び付いていないことから、集団化事業の実施要件をすべての市町村において「5人以上」とする必要がある。
- (4) 高度化事業の事務手続きについては、煩雑かつ多くの書類が求められ、時間的な制約もあって作業負担が大きい。現状では企業ニーズに迅速に対応することが難しいことから、事業の円滑な推進を図るため、事務手続きの簡素化を図るべきである。

【要望事項（継続）】

6. 中小企業倒産防止共済の見直し

- (1) 「中小企業倒産防止共済制度」における貸付金額の10分の1控除を廃止すること。
- (2) 貸付の迅速化と加入後6カ月未満の貸付制限を廃止すること。

【背景及び理由】

- (1) 「中小企業倒産防止共済制度」による貸付を受けた際、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する仕組みとなっていることから、加入者の負担を軽減する必要がある。
- (2) 取引先の倒産による連鎖倒産や経営難を防止するための制度であることから、貸付実行の際にはできるだけ迅速化を図るとともに、共済に加入して間もない時期であっても、取引先の突発的な倒産に対して円滑な資金供給が行えるようにすべきである。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

労働

【要望事項（継続・新規）】

1. 「働き方改革」の実現に向けた中小企業への配慮及び支援の強化《重点要望》

- (1) 中小企業の経営実態に配慮した「働き方改革」を推進すること。
- (2) 親企業の働き方改革への取組みに対する指導を引き続き強化すること。

【背景及び理由】

- (1) 働き方改革の推進は中小企業にとっても重要な課題であるが、コロナショック後の経済立て直しの中において事業者にとっての大きな負担であり、感染拡大の状況や経済動向を踏まえつつ段階的かつ慎重に進めていくべきである。特に、時間外労働の罰則付き上限規制については実態に配慮し、当面は十分な相談指導が必要があり、規制の運用については柔軟な対応が必要である。また、「働き方改革推進支援センター」を中心として関係機関が連携し、相談体制の拡充・ポータルサイトを通じた情報発信のさらなる強化を図ることが必要である。
- (2) 取引上弱い立場にある下請中小企業・小規模事業者は、自ら仕事を選べず、発注する親企業の適正なコスト負担が伴わない中で、業務の集中、急な仕様変更や短納期発注など日常的に困難を伴う対応を余儀なくされている。「働き方改革」の一層の推進に向け、親企業の働き方改革への取組が、取引上弱い立場の下請中小企業・小規模事業者への「しわ寄せ」となり、長時間労働を強いることのないよう、親企業に対して取引慣行を改善するなど、引き続き指導を強化する必要がある。

【要望事項（継続・新規）】

2. 中小企業の人材確保・定着に対する支援の強化

- (1) 地域の雇用を支えている中小企業の労働・雇用対策については、中小企業の経営や雇用の実態、地域特性等を踏まえて効果的、かつ柔軟に推進すること。
- (2) 中小企業の新卒者採用支援及び採用内定の取消や職を失った者の採用に対する支援策の拡大・強化を図ること。
- (3) 離職者と中小企業とのマッチング機会の創出及び雇用に係る助成金制度を創設すること。
- (4) 人手不足業界に対する人材確保・定着対策を強化すること。
- (5) 不測の事態発生時における中小企業の雇用を守るための支援策の特例措置を講じること。
- (6) 中小企業のオンライン型の採用活動に対して支援を行うこと。

【背景及び理由】

- (1) 働き方改革に取り組む中小企業の実態を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染

症の影響により、経営がひっ迫している中小企業の実態を鑑み、十分な周知並びに対応期間（猶予期間）の更なる延長を行うこと。特に、中小企業においては人材不足が喫緊の経営課題となっていることから、若年者、高齢者や女性など多様な働き手の雇用や関係省庁が連携した幅広い支援策を強化する必要がある。

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個別企業の会社説明会や合同会社説明会が開催できず中止になっている。中小企業の新卒者や若年者の採用・定着支援を講じるなど、採用から職場定着まで一貫した支援策の拡大・強化を図る必要がある。
- (3) 雇用需給情勢の悪化により解雇又は離職を余儀なくされる労働者の発生が懸念される。一方、中小企業者においては中長期的には人手不足で推移しており、コロナ禍の収束後に人材ニーズの増加が予想される。新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った離職者と中小企業を結び付けるマッチング機会の創出に加え、現実に雇用した場合の助成金制度の創設を要望する。
- (4) 製造業、建設業、運輸業等のある程度マンパワーを必要とする業界は、慢性的な人手不足に悩んでいる。中小企業が労働生産性を高めつつ効率的な経営を目指していくには、待遇改善や環境改善に加え、多様な人材活用、組合等が行う人材確保・定着支援の取り組みに対する支援など、より一層の対策強化が必要である。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に際し、多数の中小企業が営業自粛や休業等を余儀なくされた。この度のような不測の事態発生時における雇用を守るための支援策については、事業主負担を軽減し、安心して事業継続ができる十分な支援策を、スピード感を持って講じる必要がある。
- (6) 中小企業においてはインターネットを活用したオンライン面接や説明会を実施する機器及びノウハウが不足している。そのため、オンラインの採用活動に必要な機器に対する補助及び導入ノウハウの習得に係る支援が必要である。

【要望事項（新規）】

3. 雇用調整助成金等の実施体制の整備

- (1) 雇用維持のための対策強化と雇用調整助成金制度の拡充を図ること。
- (2) 雇用調整助成金（特例措置）の緊急対応期間を延長すること。また、延長の判断基準を明確化すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナ感染拡大の影響により雇用調整助成金の申請案件が増加している。特例により手続きの簡素化は進んでいるものの、中小企業にとっては申請できる企業とできない企業との間に格差が生じてしまっている。こうした事態を改善するため、事業主が申請し助成を受ける本制度とは別に、従業員本人に対する直接給付のような制度を創設するなど抜本的な対策強化が必要である。また、申請手続等の更なる簡素化と支給の迅速化、支援内容の拡充、特例措置適用期間の状況に応じた再延長など、更なる支援体制の強化が必要である。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響が業績に影響を与える時期は、業種や事業構造によって大きく異なるため、感染数だけを判断基準にせず、経済の影響を慎重に判

断して、緊急対応期間をさらに延長することが必要である。また、今後第2波、第3波の感染拡大が発生した場合の対策など、中長期的かつ具体的な対策案を明確に示し、中小企業の不安が解消されるよう検討すべきである。

【要望事項（継続）】

4. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の改定

- (1) 最低賃金は、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を考慮し、引き上げを行わないこと。
- (2) 産業別の特定最低賃金制度を早急に廃止すること。
- (3) 最低賃金の全国一律化は行わないこと。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス禍の「新たな生活様式」への対応に苦慮する中小企業は、依然として厳しい経営環境にあり、最低賃金を引き上げる状況にはない。地域別最低賃金の決定にあたっては、地域の経済情勢、雇用動向及び中小企業の経営実態を踏まえて決定する必要がある。特に地方においては、最低賃金引下げに向けた議論も行われている現状を鑑み、少なくとも引き上げは行わないようにすべきである。
- (2) 特定最低賃金は、セーフティネット機能を十分に果たしている地域別最低賃金に屋上屋を架すことになるため、早急に廃止すべきである。
- (3) 全国一律による最低賃金の導入は、個々の企業の生産性と地域性を無視したものである。最低賃金の見直しにあたっては、地方の中小企業の経営状況、雇用実態等を踏まえて審議される地域最低賃金審議会の自主性を尊重して決定すべきである。

【要望事項（継続）】

5. 外国人技能実習制度の整備

- (1) 「外国人技能実習生適正化法」のもとで技能実習生の受入れが迅速かつ適正に進むよう、運用面の整備、提出書類の簡素化及び相談体制の強化を図ること。併せて、技能実習2号移行対象職種を拡大すること。

【背景及び理由】

- (1) 「外国人技能実習生適正化法」の施行により、「外国人技能実習制度」の適正化を目的に「外国人技能実習機構」が監理団体への許可、実習計画の認定、実習実施者の届出等を行うようになった。しかしながら、運用面で不明確な点が多いため、監理団体や実習実施者が迅速かつ円滑に事業を実施できるよう、運用面の整備、提出書類の簡素化、相談体制の強化等、各種支援の充実を図る必要がある。また、外国人が技能実習修了後、更に就労可能な在留資格「特定技能」に移行することにより、人材不足への対応が可能となるため、より広範な中小企業が技能実習制度を利用できるよう、2号移行対象職種を拡大するべきである。

【要望事項（継続）】

6. 外国人労働者の受入れの拡大並びに体制の整備

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」の改正に基づく新たな在留資格である「特定技能」について、同制度の円滑かつ適正な運用を図るとともに、産業分野の拡大並びに受入れ見込み数の見直しを図ること。また、外国人材が大都市圏に集中しないための措置を講じること。
- (2) 中小企業を対象とした外国人労働者の採用・定着に関する相談窓口を創設すること。
- (3) 技能実習制度修了者が、「特定技能」に移行できるよう、入管法に基づく特定技能と外国人技能実習制度との効果的な連携を図ること。
- (4) 安易な労働力不足の解消とならないよう、中長期的視点でわが国の外国人労働に関する方向性を示し、国民のコンセンサスを得ること。

【背景及び理由】

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」の改正による「特定技能」に基づく外国人労働者受入が開始されたが、運用面において制度が確立されていない面もあることから、早急な整備が必要である。また、中小企業の人手不足に対応するため、14分野に限定されている産業分野を追加、拡大する必要がある。更に、分野別受入見込み数が人手不足の現状を反映しているとは言い難いことから、見込み数の増加を図るとともに、大都市圏に集中しない措置が求められる。
- (2) 在留資格「特定技能」が創設されたのを契機に、外国人材を受入れた経験がない中小企業においても外国人労働者の雇用に関心が高まっている。多くの中小企業は外国人材の採用等に関する知識やノウハウを有していないため、中小企業を対象とする相談窓口の設置が必要である。
- (3) 技能実習制度の修了者がそのまま特定技能に移行し、特定技能の外国人として働き手となることが中小企業の人材確保に結び付くことから、外国人技能実習制度との効果的な連携を図る必要がある。このためにも、分野所管省庁が定める告示で規定された分野ごとの基準について、企業の実情に合った柔軟なものとなるよう見直しをすべきである。
- (4) 国としての外国人労働者の受入に対する考え方を明確にし、安易な労働力不足の解消とならないよう、運用及び今後の展開を慎重に検討しつつ、社会全体で受入れを行うための環境を整備する必要がある。

【要望事項（新規）】

7. 社会保障制度改革にあたっての中小企業への配慮

- (1) 中小企業者等の負担を増加させないため、短時間労働者への厚生年金の加入義務の段階的引き上げ時期については慎重に検討すること。

【背景及び理由】

- (1) 日本国内だけではなく世界全体において、これから数年後の見通しが立たない状況の中で、中小企業事業者等への新たな費用支出等の負担については、昨年実施された消費税10%への引上げや人件費高止まりが続いており、これ以上の費用負担は企業の存続に関わる可能性がある。中小企業者等を支えるためにも、50人以下の従業員数の企業における厚生年金加入義務の引上時期については、時の社会・経済状況を鑑み、安易な引き上げを行わないことが必要である。

【要望事項（新規）】

8. 技能検定制度の見直し

- (1) 技能検定制度は技能士としての技能や知識のみならず、社会的地位の向上に向けたフォローアップ体制を充実させること。

【背景及び理由】

- (1) 技能検定を受験しようとする人からは「資格だけを取ってもなかなかメリットがないのではないか」と聞く機会が多く、取得するモチベーションが低い様子が窺える。ついては、官公庁発注の入札参加資格の付与といった優遇制度の創設や技能士資格のを免許制等、技能士としての技能や知識のみならず、社会的地位の向上に向けたフォローアップ体制の充実が必要である。

【要望事項（継続）】

9. 高年齢者雇用安定法改正に伴う原則70歳定年制義務化の不実施

- (1) 「高年齢者雇用安定法」の改正に基づく70歳までの雇用確保の「義務化」を行わないこと。

【背景及び理由】

- (1) 従業員の70歳までの雇用確保に努めることを企業に義務付ける等を内容とする改正高年齢者雇用安定法等の関連法が、令和2年3月31日に成立した。今回の改正では、70歳までの雇用確保を「努力義務」としているものの、将来的には次の段階として「義務化」という、更なる規制強化に向けた動きも危惧されるところである。中小企業は、高年齢者の雇用環境整備に必要なノウハウや経営資源に乏しく、高年齢者の雇用が、事業継続に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。加えて十分な準備も整っていない実情を鑑みても、「義務化」への対応は極めて困難である。そのため、今後の規制強化による70歳までの雇用確保措置の「義務化」を行わないようにすべきである。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

エネルギー・環境

【要望事項（継続・新規）】

1. エネルギーコスト低減等の支援強化《重点要望》

- (1) 電力コストの負担軽減を図るため、安価で安定的かつ災害に強い電力供給体制を強化・構築すること。
- (2) 省エネルギーのための設備投資を促進するため、「省エネ補助金」の継続・拡充を図るとともに、申請・報告等の事務負担軽減を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が収束するまで、電気料金の負担軽減を図ること。
- (4) 中小企業の負担軽減策として、再生可能エネルギー買い取り制度維持のための「再エネ賦課金」を減免すること。
- (5) 「エコアクション21」制度について、周知活動を強化するとともに、更新・取得企業に対する支援措置及び官公需発注等の優遇措置を創設すること。
- (6) 環境配慮型経営に積極的に取り組む中小企業に対し、税制面・補助金支援等の優遇制度を拡充するとともに、組合等を活用した支援策を講じること。

【背景及び理由】

- (1) 中小企業は大企業よりも製造コストに占める電気料金の割合が多く、さらに製品などへ簡単に価格転嫁することも困難であるため、収益の圧迫要因となっていることから、安定的かつ安価な電力供給実現に向けた体制が必要である。また、大規模災害時を含む電力の安定供給の構築や電力系統への新エネルギー発電設備の接続可能量の拡大のために広域的系統運用が重要であり、そのためにも電力融通を行う周波数変換設備等の早期増強を図る必要がある。
- (2) 中小企業の生産性向上を図るには、コスト低減が不可欠であり、省エネ設備の導入を積極的に支援する必要がある。また、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」(省エネ補助金)を継続・拡充するためには、手続きの簡素化・補助率の引上げなど事業の仕組みをより分かり易くする必要がある。
- (3) 多くの中小企業が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人員削減等を余儀なくされているが、電気料金については、工場等が稼働していなくても、基本料金がかかるため費用負担が大きく、工場が完全稼働するまでは、電気料金の減免措置や補助制度の創設等を行うべきである。
- (4) 再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、毎年増額されている「再エネ賦課金」が中小企業の負担とならないよう、減免措置を講じる必要がある。
- (5) 中小企業が取り組みやすい環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を普及するためには、周知活動の一層の強化が不可欠であり、導入予定者や認証更新者に対する補助や優遇措置が効果的となる。特に、2年ごとの更新者に対しては活用可能な助成制度がないため、特段の措置が必要である。

- (6) 中小企業が環境マネジメントシステムを導入することは、長期的な環境負荷の軽減につながることから、税制面、補助金支援等の優遇制度の拡充が必要である。また、環境に配慮した新たなビジネスモデル構築等の取り組みについて、企業規模や業種ごとの実態に合わせた取組みを効率的に推進するため、組合等を活用した支援策を講じるべきである。

【要望事項（継続）】

2. 中小企業のPCB、アスベスト処理対策推進のための支援

- (1) 適正な処理が法で規定されているPCB（ポリ塩化ビフェニル）、施設の改修や解体工事において問題となるアスベストの処理対策について、既存の制度の拡充や独自の助成制度を創設すること。

【背景及び理由】

- (1) 使用禁止とされている有害物質のPCB（ポリ塩化ビフェニル）使用安定器、アスベストを含んだスレートボード等の廃棄については、処理コストが高額であるため、調査、廃棄及びリニューアルを含めた処理を支援する必要がある。

【要望事項（新規）】

3. 廃棄物処理・資源集団回収事業者への支援強化

- (1) 資源集団回収事業者に対する奨励金の上乗せ等の委託契約条件の改善が円滑に図られるよう指導の徹底を行うこと。
(2) 緊急時を想定し、保護具等の必要な物資の十分な備蓄を行うとともに、事業者が確実に物資を入手できる仕組みを早急に構築すること。

【背景及び理由】

- (1) 資源集団回収を行う中小企業においては、古紙等の資源物の海外輸入規制の影響による市況の下落など、非常に厳しい経営環境に直面しており、事業者の倒産・廃業が増加すれば、資源集団回収制度の維持が困難になることから、奨励金の上乗せ等委託契約条件の早急な改善が必要である。
(2) 廃棄物処理や資源集団回収等に従事する方々は、新型コロナウイルス感染症発生以降も社会インフラの維持のため、常に危険と隣り合わせの中で作業従事されているにも関わらず、十分な支援が得られていないことから、早急に物資の備蓄や入手できる仕組みを構築すべきである。

【要望事項（継続）】

4. 廃棄物処理制度の見直し

- (1) 持続可能な社会の実現のため、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る現行法を抜本的に見直し、すべての廃棄物の処理が効率的かつ再利用、再資源化を基本とする適正な処理方法の指針を示すこと。

【背景及び理由】

(1) 現在の廃棄物処理は、国、都道府県、市町村に処理責任が分かれ、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれが法令・基準に従った適正処理を目的としている一方で、一般廃棄物の処理については、持続可能な社会に適応した産業廃棄物処理業者が活用できなくなっている。また、一般廃棄物を市町村を超えて処理する場合は、双方の市町村による合意手続きが必要となる。さらに、再生可能な未利用物が焼却処理されるなどのケースも散見される。この問題を解決するためには、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理についての垣根を撤廃し、現行法を抜本的に見直す、あるいは、都道府県、市町村及び処分事業者が連携して一番適正な処理ができるような措置を講ずるほか、廃棄物処理に関する指針を示し、現行法の弾力的な運用を図り、全ての廃棄物の処理が効率的かつ再利用や再資源化を基本とする適正な方法で行えるよう、ルール作りを行う必要がある。

【要望事項（継続）】

5. 中小企業の“SDGs（持続可能な開発目標）”への取組みの推進

(1) 中小企業の“SDGs（持続可能な開発目標）”への自発的な取組みを促進するため、啓発活動を促進するとともに、各種補助金制度や官公需発注の際の加点項目とするなど、独自の優遇措置を講じること。

【背景及び理由】

(1) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載の“SDGs（持続可能な開発目標）”は、取組み目標として全国各地に広がりを見せている。現状、“SDGs（持続可能な開発目標）”は国及び自治体などの行政機関、金融機関を含めた大手企業への普及が進み、ESG投資を含めた企業評価の指標として検討が進んでいる。しかしながら、中小企業への浸透は限定的であるため、普及啓発の推進と中小企業に対する優遇措置が必要である。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

工業

【要望事項（継続・新規）】

1. 中小企業のものづくりや革新的技術導入の支援強化《重点要望》

- (1) 「ものづくり補助金事業」の継続、恒久化を図ること。また、補助金額と補助率のアップ、当初予算化、事業実施期間の見直し（長期化）、審査項目の再考及び補助対象科目の拡大、書面申請の選択等による制度設計の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に特段の措置を講じること。
- (2) ものづくり補助金事業の成果を確実に期するため、各都県中央会の「地域事務局」の予算を拡充するとともに、本地域事務局を積極的に活用すること。また、フォローアップ支援事業の拡充・強化を図ること。
- (3) AI、IoT 導入による中小企業のデジタル化支援及び人材育成の強化を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 中小企業の革新的な新製品開発や設備投資を支援する「ものづくり補助金」は、中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上に大きな効果をあげている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で投資意欲減退が懸念される中、設備投資を後押しする効果も期待されることから、補助金上限額の拡大、補助率2/3へのアップ、事業期間の長期化、書面申請の選択など、中小企業が取り組みやすい制度に改正するとともに、補正予算による不確実性を排除するため、当初予算化する必要がある。また、採択審査においては、形式的な要件のみで判断せず、内容を十分に検討した上で減点幅を下げるなどの措置を講じるべきである。更に、運輸業、建設業、卸売業及び商業・サービス業等の中小企業者の利用促進を図るため、補助対象の費目について、車両、建物及び付属設備等の追加及び、雇用の維持確保の観点から人件費を対象に加えるべきである。
- (2) 令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」から事業実施のスキームが大きく変更になり、地域事務局職員の人件費や補助対象事業者への実地支援旅費の削減等、地域事務局への委託費は大きく減額された。このような状況では、きめ細やかで丁寧な事業支援は困難であり、適正に事業を遂行するためにも、地域事務局への予算を拡充し、各都県中央会による「地域事務局」を積極的に活用すべきである。また、採択事業者の販路開拓・販売促進を促進するため、フォローアップ支援事業を拡充・強化する必要がある。
- (3) 新型コロナウイルス禍で、中小企業も時差出勤、在宅勤務等従来とは異なる対応が求められており、今後、2波、3波が予測される中、製造現場での感染予防を意図したAI・IoT等を駆使した製造スキーム・ラインのネットワーク化によるモニタリングシステム構築が有効である。そのための導入支援及び積極的な人材育成支援策を講じる必要がある。

【要望事項（新規）】

2. サプライチェーン再構築・多元化への支援拡充

- (1) サプライチェーンの海外依存からの脱却及び生産体制の国内回帰を促進するとともに、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の継続実施をはじめ、中小企業向けの施策を拡充すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルスの影響で、医療物資・機材のみならず、あらゆる産業において部品や素材の生産を海外に依存することのリスクが顕在化した。災害に強い経済構造の構築には、サプライチェーン全体の見直しが不可欠であり、そのためには、ものづくり中小企業が生産拠点を国内に回帰させる動きを促進させる仕組みが必要である。

【要望事項（新規）】

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小製造業への支援

- (1) 地方創生臨時交付金を大幅に拡充するとともに、それを活用した中小製造業への支援策の拡充について、地方自治体へ促すこと。
- (2) 各種展示会、商談会への出展、広告宣伝等、中小製造業の需要喚起、販路開拓への取組みに対し、新たな補助制度の創設、既存制度の補助上限額の引上げ、補助対象の拡大など支援策を拡充すること。
- (3) 学校給食を維持するため、給食製造業者に対する補助金を導入すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、中小製造業に大幅な売上の減少等の被害をもたらした。需要回復には相当な時間を要することが確実視されている。しかし、製造業は行政からの休業要請を受けておらず、他業種と比較して支援策が限定的であるため、地方創生臨時交付金の拡充及び活用が必要である。
- (2) 中小製造業は地域産業の根幹を担っており、その再起は地域の活性化に大きく繋がることから、中小製造業の再起及び業界全体の底上げを図るため、新たな補助制度の創設及び既存制度の拡充が必要である。
- (3) 給食製造業（パン・牛乳）は、学校の休校に伴い売上が激減し、廃業を余儀なくされるケースも散見される。また、給食が再開された際、新たな物流の確保や物流コスト増加の負担により、学校給食の継続性を失うことが懸念されることから、学校給食を維持するため、学校給食業者に対する補助金の導入が必要である。

【要望事項（継続）】

4. 下請取引の適正化

- (1) 下請中小企業が、親企業の優越的地位の濫用による不公正取引により、不当な負担を強いられることのないよう、「下請代金支払遅延等防止法」の遵守について、親企業への指導・監督を強化すること。

【背景及び理由】

- (1) 中小企業では、原材料価格や人件費の上昇と親事業者からの「単価の引き下げ要請」等により、コストアップ分の価格転嫁ができない状況にある。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者は、親事業者から十分な協議がなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた等の事態が生じている。このため、下請中小企業が親事業者の優越的地位の濫用による不公正取引により不当な負担を強いられることのないよう、下請法の遵守について親事業者への指導・監督を強化する必要がある。

【要望事項（新規）】

5. 感染予防に適応した作業環境構築への支援

- (1) 感染症予防に対応した作業環境構築に関して、設備に対する補助制度の創設、既存制度の補助率引上げ、補助対象の拡大等の支援策を拡充するとともに、衛生管理強化のため、マスクや消毒薬等の衛生用品の安定な供給確保を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、厚生労働省より「新しい生活様式」が公表された。企業がこれに対応するためには、新たな設備や備品が必要となる。特に中小造業の事業所においては、マスクやフェイスシールドの着用に伴い作業環境が悪化するため、空調設備の更新やレイアウト変更等が必要となるが、その費用は莫大かつ自己資金で対応するのは困難なことから、これに対応した補助制度や供給体制が必要である。

【要望事項（継続）】

6. 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の強化・拡充

- (1) 伝統的工芸品をはじめとする地場産業のものづくり文化・技術の伝承を図るため、支援制度を強化、拡充すること。

【背景及び理由】

- (1) 地場産業の中でも伝統的工芸品は全国で232品目あり、歴史と風土に育まれ受け継がれて、ものづくりを支えてきた重要な産業である。しかし、各産地とも安価な海外製品の台頭や大量消費・大量生産を前提とした流通構造、ライフスタイルの変化などから出荷額が減少している。職人の高齢化も進み、生産量はピーク時の5分の1まで減り、長年培われてきたものづくりとその基盤となった文化を継承が困難

となっている。こうした現状に対応するため、伝統的工芸品をはじめとする地場産業の支援制度の強化、拡充が必要である。

【要望事項（新規）】

7. 中小企業の情報管理体制の強化

- (1) 技術情報管理に関する認証制度の普及啓発及び支援措置の創設による情報管理体制の強化を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 中小企業において、技術情報（製造ノウハウ等）を適切に管理することは、取引先との信頼関係の構築や情報共有によるイノベーションの促進の観点から重要度を増しており、IoTやAI、ビッグデータ等の利活用の面でも有益である。経済産業省では、産業競争力強化法に基づき、企業の技術等の情報管理に関する新しい認証制度がスタートしたところであるが、同施策の認知度が低く、せっかく設けた認証制度が生かされていない。そのため、同施策の内容を見直し、中小企業への普及啓発を強化するとともに、支援措置の創設を図ることで中小企業の情報管理に対する体制整備を強化すべきである。

【要望事項（継続）】

8. 中小企業の知的財産の取得支援・保護

- (1) 中小企業の知的財産の取得支援及び保護を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 国内中小企業の有する高い技術力を守るため、中小製造業者の知的財産権に対する知識取得の支援を一層強化すべきである。特に国際的に重要な技術を有する企業に対しては、より積極的に特許取得や商標登録を働きかけるなど、政策的に保護する取組みが必要である。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

商業

【要望事項（継続・新規）】

1. 商店街、共同店舗組合等に対する支援策の拡充《重点要望》

- (1) 商店街及び共同店舗の空き店舗・空き地対策、駐車場・駐輪場の整備、アーケード、内外装補修・耐震補強等の環境整備及びイベントに対する補助事業の拡充を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた補助金等支援策を拡充すること。また、商店街が行う宅配・出張販売・送迎事業への支援制度を創設すること。
- (3) 法人格を有する商店街組合に対して優遇措置を図ること。また、商店街振興組合が所有するアーケードや景観施設の撤去・修繕費用補助を創設するとともに、市街地再開発事業における社会資本整備総合交付金の補助率を引き上げること。
- (4) 「地域商店街活性化事業」（にぎわい補助金）復活させること。また、「商店街活性化・観光消費創出事業」の予算拡充を図ること。
- (5) 大規模小売店舗等の商店街への加入・協力を促すための条例やガイドライン等の制定を促進すること。

【背景及び理由】

- (1) 店主の高齢化や後継者難に伴い、商店街等では空き店舗が増加し安全性の面でも危惧されている。また、財政基盤が脆弱なため、独自で新陳代謝を促進し、魅力向上に努めるには限界がある。このため、空き店舗・空き地対策、駐車場・駐輪場の整備、店舗やアーケードなどの共同施設の老朽化対策・耐震補強、さらには来客誘致や住民の利便性の向上などに取り組む商店街等のイベント事業等に対して、ハード・ソフト両面にわたる手厚い補助事業の拡充が必要である。
- (2) 地域コミュニティーを担う中小小売業が新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい環境に置かれている。新しい生活様式が広がる中で、中小小売業者・商店街の存続及びその雇用が護られるよう迅速且つ強力な支援が必要である。また、新型コロナウイルス禍の中、商店街が行う宅配や出張販売・送迎支援等の事業に対して、ホームページやスマホアプリ構築・チラシの作成に係る費用や、配送や運送に係る人件費・車両購入費（改造費）などの費用への補助制度の創出が必要である。
- (3) 法人格を有する商店街組合は、納税等の社会的責任を果たし、かつ、明確な責任体制を有することにより事業の実効性も高い。しかし、公的施策の実施にあたっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差はなく、メリットが薄れていることから、法人商店街組合に対して、優遇措置を講じるべきである。特に、商店街振興組合に対して、老朽化したアーケードや景観施設の撤去、修繕に対する費用補助の創設が必要である。また、他方地方公共団体が行う市街地再開発事業に対して、国が補助する「社会資本整備総合交付金」は、中心市街地に

における商店街等が実施する共同施設の整備や再開発ビルの整備に係る事業費も対象となっているが、その補助率は、原則として地方公共団体が1/3、国が1/3（地方公共団体の補助率を超えない率）で、昨今、地方の過疎化等を背景に、地方公共団体の予算確保が困難となっていることから、同交付金の補助率を引き上げるべきである。

- (4) 商店街がイベント等の幅広い活動を通じて地域経済の活性化を促し、各個店が生き残りをかける事業展開を仕掛けるためには、現状の補助制度のような3分の2の補助額では、1個店当たりの負担が増加し、新規イベントや新事業の展開に消極的にならざるを得ないことから、かつての地域商店街活性化事業のような対象経費が幅広く定額補助される事業を復活すべきである。また、「地域まちなか活性化・魅力創出事業」が廃止されたため、「商店街活性化・観光消費創出事業」の予算拡充が必要である。
- (5) 大規模小売店舗等が商店街に加入せずに、商店街のイベントや地域の祭事等への協力が得られなくなると、商店街の更なる衰退を招き徒歩生活圏における消費生活が困難になるという買い物難民問題を生むほか、地域コミュニティの崩壊を招くことから、その加入・協力を促すための条例やガイドラインの制定が急務である。

【要望事項（新規）】

2. 商店街振興組合法の改正

- (1) 理事会のみなし決議が商店街振興組合並びに生活衛生同業組合でも実施可能となるよう法改正を行うこと。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、理事会開催をためらう商店街振興組合並びに生活衛生同業組合が多い。中小企業等協同組合は「中小企業等協同組合法」において、会議体としての理事会の開催を求めない書面による理事会決議（所謂、理事会のみなし決議）が規定されているが、「商店街振興組合法」並びに「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」には規定されていないことから、理事会のみなし決議が可能となるよう、法律を改正すべきである。

【要望事項（継続・新規）】

3. キャッシュレス化への対応の支援

- (1) 中小企業に対しては、キャッシュレスポイント還元事業の期限を延長するとともに、ポイント還元率を高めること。
- (2) キャッシュレスに対応した機器の整備に対する補助制度の拡充及び対象機器を拡大すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等の影響により、中小企業を中心として大幅な売上減少となっている。売上向上を図るには、一般消費者の消費を

喚起する取組みが必要である。他方、「新たな生活様式」に対応して、店舗側と消費者との接触を削減する工夫の必要性も増している。そのため、令和2年6月末までであったキャッシュレスポイント還元事業を延長（再開）するとともに、ポイント還元率を引き上げることで消費者の購買意欲を高めるべきである。

- (2) キャッシュレス化が進む中、レジスターの導入補助制度はあるが、キャッシュレスに対応する精算機の導入支援は見当たらない。商店街の保有する共同駐車場では精算機がキャッシュレス非対応であり、顧客を逸失する一因ともなっていることから、従来から対象となっていた機器はもとより、キャッシュレス対応の精算機への入れ替えを対象とした費用補助が必要である。

【要望事項（継続）】

4. 不当廉売等に対する規制及び監督の強化

- (1) 公正取引委員会は、不当廉売、過大な景品表示、差別対価、優越的地位の濫用の未然防止に努め、違反をした事業者には厳正な措置をとること。

【背景及び理由】

- (1) 公正取引委員会は、不当廉売のような違反行為に対する措置として、注意、警告、排除措置命令、課徴金納付命令等を行っているが、比較的軽い「注意」措置が多く、一向に改善されていない。こうした「不当廉売」や「差別対価」状態が続くと、大企業の独占的な市場を招く恐れがあることから、違反事業者には、立ち入り検査、事情聴取、調査等迅速な対応を図るなど、厳正な措置をとる必要がある。

【要望事項（継続・新規）】

5. 商品券事業の供託比率の引下げ及びプレミアム付商品券事業の予算措置

- (1) 商品券の供託による保全措置について、供託金負担の軽減化を図るため、基準日未使用残高に対する供託比率を低減すること。
(2) プレミアム付商品券事業の予算措置及び購入対象者の緩和を図ること。

【背景及び理由】

- (1) 共通商品券は、発行後の紛失、退蔵により回収の見込みがないものであっても、一定額を超える未回収金額に対して供託による保全措置をとらなければならない。この供託金の納入が商品券発行組合の資金の固定化を招き、特に有効期限の表示がない商品券を発行している場合には負担が大きい。そこで、資金の固定化による財務負担を軽減するため、現在の供託比率（基準日未使用残高が1,000万円を超えた場合に2分の1以上）を低減する必要がある。
- (2) プレミアム付商品券は、本来消費者の支援事業の一つであるが、地域商業の活性化に係る効果も大きい。新型コロナウイルスによる経済の打撃やそれらに係る消費の停滞が起きていることも踏まえ、本事業を再度実施するとともに、購入可能対象者の要件緩和を図ることで、より地域商業の活性化に期待ができるため、本事業の予算措置と購入可能対象者の要件緩和を行うべきである。

第72回全国中小企業団体全国大会に係る中小企業対策に関する要望 (関東甲信越静岡ブロック中央会)

サービス業

【要望事項（継続・新規）】

1. 観光産業等への支援《重点要望》

- (1) 新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要を喚起するため、クーポン券の発行や感染防止対策に必要な消耗品（マスク・消毒液等）等の助成措置を図ること。
- (2) 観光客の移動促進を図るため、運送事業者も含めた高速道路料金の無料化や鉄道・バス・フェリー等公共交通機関利用料金の割引措置を講じること。

【背景及び理由】

- (1) 観光業界では、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客が激減しているほか、国内旅行者も外出自粛要請等の影響でキャンセルが相次ぐなど売上が低迷している。そこで、旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャー等で活用可能なクーポン券の発行や感染症対策に必要なマスク・消毒液等の消耗品の購入、安全をアピールするためのPRにかかる費用等の助成措置を講じる必要がある。
- (2) 国内観光を活発化させるため、交通費の負担を軽減して人々の移動を促進すべく運送事業者も含めた高速道路料金の無料化や鉄道・バス・フェリーなど公共交通機関利用料金に関する割引措置を行い、国民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策を講じる必要がある。

【要望事項（継続）】

2. 流通業・物流業の経営の安定化に対する支援

- (1) 「大口・多頻度割引制度」の割引条件である「契約者単位の1台当たりの月額平均利用金額」を「3万円超」から「2万5千円超」に引き下げること。
- (2) 「大口・多頻度割引制度」における自動車1台ごとの1ヶ月の高速道路利用額に対する割引率は、令和3年3月末までなので、これを継続・恒久化すること。
- (3) 交通量や荷物の積み降ろし業務が多い地区においては、荷物の積み降ろし業務が可能な駐車スペースを確保し、業務に支障が出ないようにするための更なる施策を講じること。
- (4) 運輸業の人材確保支援及び経営効率化に対する支援を強化すること。

【背景及び理由】

- (1) 「大口・多頻度割引制度」は、高速道路の通行料金を割引、後払いする制度で、中小の流通・物流業者の輸送コスト削減に役立っているほか、利用組合員の通行料金を組合が代払いすることで、通行料金の10%が割引還元される。そこで、同制度のより一層の適用拡大を図るため、割引制度の条件となっている1台当たりの月額平均利用額を「3万円超」から「2万5千円超」に引き下げる必要がある。

- (2) 「大口・多頻度割引制度」における自動車1台ごとの1ヶ月の高速道路利用額に対する割引の最大割引率40%の措置は、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象として令和3年3月末までの期限となっているため、トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を将来的にも維持し続けるためにも、現行の割引率を継続・恒久化すべきである。
- (3) 大企業では、荷物の積み降ろしや配達のための駐停車において、交通の妨げになるような停車や違法駐車を避けるため、独自に駐車場や荷捌き場所を確保する、乗務員を2人にして車両に1人を常時待機させる等の方法で対応している。しかしながら、中小企業は資金や人員に余裕がないため、大企業のような対応は難しく、物流の効率化や業務効率を大きく妨げている。「物流円滑化の観点」から、市街地や商店街等の交通量や荷物の積み降ろし業務が多い地区においては、業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に支障が生じない施策が必要である。
- (4) 運輸業界においては、新型コロナ影響下において荷主の休業、操業停止などから荷動きが急減し、多くの事業者において大幅に経営を悪化させている。一方で、慢性的な人手不足が続いており、加えて働き方改革による労働時間規制もあり厳しい経営環境にある。物流は人々の生活の基盤であり、コロナ禍後の景気回復局面において運輸業者の経営の安定は特に重要であることから、運輸業界に対する人材確保のための支援、経営の効率化を目指す取組みについて特段の対策強化が必要である。

【要望事項（新規）】

3. 自動車整備業の設備投資に対する支援

- (1) 自動車整備組合が行う電子制御装置整備の認証を取得するための補助金制度を創設すること。

【背景及び理由】

- (1) 自動車の電子制御装置整備に係る特定整備の認証制度が創設されたが、認証を受けるためには作業場や作業機械備品等の基準要件を満たす必要がある。自動車整備組合は、ディーラーと異なり全メーカーの全車種に対応しているため、電子制御装置整備の一部であるエーミング作業をとっても、各車種に応じてターゲットの準備が必要となり、大きな設備投資が求められている。そのため、電子制御装置整備に係る特定整備の認証取得のための設備投資補助金の創設が求められる。

<エーミング作業とは>

先進安全装置を正しく作動させるために行う校正作業のことであり、実施には外部故障診断機（スキャンツール）やターゲット、広い作業スペースなどが必要となる。

【要望事項（新規）】

4. 新たな生活様式等に対応した取組みに対する支援の強化・拡充

- (1) 「新たな生活様式」に対応した接客サービス等に取り組む場合の体制整備を助成するとともに、接客サービスの実施に必要な施設整備、改造等に要する費用を補助すること。
- (2) 「新たな生活様式」への対応が求められる旅館業・ホテル業、理容・美容業等に対し、給付金や補助金、融資等について更なる特例措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス禍の不測の事態に対応するため、施設使用停止等協力要請に応じた店舗・施設に対して、テナント賃料の補助や減額に協力したオーナーに対して、引き続き協力を給付すること。

【背景及び理由】

- (1) 新型コロナウイルス禍の中、飲食店等では、時間短縮での営業やテイクアウトやデリバリーなど、これまでの営業形態とは異なる新たな取組みが見られた。一方でウイルス感染拡大を防止するための「新たな生活様式」に対応した取組みが示されたが、休業要請の直接的なマイナス影響を受けたうえ、小規模零細性の高い接客娯楽業、サービス業においては相対的に負担が大きい。そのため、「新たな生活様式」に対応するための取組みを実施する企業の体制整備を支援する助成制度を創設すべきである。また、複数人が集まる場合は、会場の収容人数の半数以下の入室制限が求められ、従来の施設の仕様ではサービスの提供が困難であることから、現有施設の拡張や改築が必要な場合、施設改造費等の補助制度を創設すべきである。
- (2) 旅館業やホテル業、理容・美容業など人との接触が前提となるサービス業者は、新型コロナ感染拡大の影響から特に厳しい経営を強いられている。これらの業種に対しては、感染拡大にある程度の収束が見られた状況においても、感染防止のための対策に加え、新たな生活様式に合わせたサービス提供や、顧客ニーズに合わせた業態転換などの必要に迫られている。そのため、これらの業界に対し、給付金等や補助金、融資等について更なる要件緩和や特例措置等を講じるとともに、集中的・継続的な支援が必要である。
- (3) 地域経済の維持を目的として、新型コロナウイルス感染症拡大など不測の事態の発生により、事業収益が悪化した中小企業等に対する給付金の増額、事業収入の減少率に応じた給付金の支給を可能にする等の給付条件の緩和及び政府の緊急事態宣言により各自治体が発令する施設使用停止等協力要請に応じた中小企業等に対してテナント賃料の補助もしくはテナント賃料の減額に協力したオーナーに対して、引き続き協力を給付することが必要である。